

社 会 福 祉 法 人 健 勝 会
介 護 付 有 料 老 人 ホ ー ム健勝園なんば
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 健勝会が設置する介護付有料老人ホーム健勝園なんば（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者（以下「指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定特定施設入所者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行なうことにより、要介護状態となった場合でも、その有する日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行なうことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）、〔指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、〕に定める内容を遵守し、事業を実施す

るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護付有料老人ホーム 健勝園 なんば
- (2) 所在地 大阪市浪速区稲荷二丁目7番11号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入所者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1名(常勤職員)

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握されて解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

- (3) 生活相談員 1名(常勤職員)

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行なう。

- (4) 看護職員 3名(常勤職員)

看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

- (5) 介護職員 29名(常勤職員)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名(常勤職員)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 事務職員 1名(常勤職員)

必要な事務を行う。

(指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の定員及び居室数)

第5条 事業所の利用定員は、合計96名(要介護者・要支援者)とする。

2 居室数は、96室とする。

(指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の内容)

第6条 指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴(自ら入浴が困難な利用者について、一週間に2回以上、適切な方法により、

入浴させ、又は清しきししなければならない。)

(2) 排泄（利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行なわなければならない。)

(3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

(6) 相談、助言及び援助

(利用料等)

第7条 指定特定施設入所者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防特定施設入所者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 家賃及び管理費については、次のとおりの月額を徴収する。

	家賃	管理費
①	42,000円	27,000円（4月～10月） 29,000円（11月～3月）
②	45,000円	31,500円
③	50,000円	31,500円

4 食費については、日額 1,630円を徴収する。希望者には、おやつ代として月額500円を徴収する。

5 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

6 月の途中における入退所については日割り計算とする。

7 前7項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

8 指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(衛生管理等)

第8条 指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保つものとする。

(入所にあたっての留意事項)

第9条 入所にあたっては、あらかじめ、入所申込書又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入所及び指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

- 2 入所申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入所申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。
- 3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕従業者は、指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

- 2 利用者に対する指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定特定施設入所者生活介護〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、特定施設入所者生活〔指定介護予防特定施設入所者生活介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人健勝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- この規程は、平成19年3月1日から施行する。
- この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- この規程は、平成20年5月1日から施行する。
- この規程は、平成20年8月1日から施行する。
- この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和6年6月1日から施行する。